

議案第 6 8 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年愛西市条例第 2 8 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本市が独自で行う事務に個人番号を利用するため改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年愛西市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「事務は、」の次に「別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び」を加える。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条第1項中「別表」を「別表第3」に改める。

別表を削り、附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	在宅の重度障害者の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134

	号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給要件に該当する者として認定されている者に対して障害の種類及び程度に応じて支給する手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
--	--

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	在宅の重度障害者の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給要件に該当する者として認定されている者に対して障害の種類及び程度に応じて支給する手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律の規定に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となった事項に関する情報又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下、「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施に関する	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用

	事務であって規則で定めるもの		についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。